

札幌第4 地方合同庁舎（2期）整備等事業の実施に関する方針の訂正表（第3回）
令和7年11月4日に公表した「札幌第4 地方合同庁舎（2期）整備等事業の実施に関する方針」に関し、以下のとおり訂正する。

No.	資料名	項数	行数	項目	訂正前	訂正後
1	参考資料ー 1 3	198		参考資料4-10 施工計画に関する留意事項		追加
2	添付資料	122	7～10、17～	添付資料4ー18 慰霊碑に係る要求水準	・当該物件は、これまで約60年にわたり殉職者慰霊の象徴として現緑地に存していること、経年劣化により移設に耐えられない可能性があることから、現緑地内に存置することとする。ただし、建設工事期間中に一時的な移設を要する場合は、国と協議を行う。 ・ ・ ・慰霊碑及び副碑の維持管理はPFI事業の対象外とする。	・当該物件は、これまで約60年にわたり殉職者慰霊の象徴として現緑地に存していること、経年劣化により移設に耐えられない可能性があることから、現緑地内に存置する。ただし、施設整備計画上移設（一時的な移設を含む）が必要な場合は国と協議する。 ・ ・ ・事業期間を通して、原則的に慰霊碑の参拝が可能な計画とする。 ・慰霊碑及び副碑の維持管理はPFI事業の対象外とする。